

越前市中心市街地活性化基本計画 新旧対照表 (傍線赤文字部分は変更箇所)

変 更 後	変 更 前																																
<p>1. ～2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1] ～[3] 略</p> <p>[4] 具体的な数値目標の考え方 目標指標 1-① 略 目標指標 2-① 施策による移住者数 ○各種住宅施策の推進や福祉住環境の向上、まちなか居住のPRの効果として、施策による移住者数を設定する。(移住者数とは、住宅施策によって中心市街地活性化区域内に転入・転居した人数)</p> <p>数値目標の設定</p> <p>・住宅施策に関して過年度の実績を踏まえ、計画期間内における施策による移住者数を設定する。</p> <p>■数値目標の積算</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">積算根拠</th> <th style="width:20%;">数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新婚夫婦定住化支援事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※1)</td> <td style="text-align: center;">120 人</td> </tr> <tr> <td>② <u>新住宅取得推進事業 (～H31 まちなか住宅取得推進事業)</u> :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※2)</td> <td style="text-align: center;">173 人</td> </tr> <tr> <td>③ まちなか共同住宅整備推進事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※3)</td> <td style="text-align: center;">90 人</td> </tr> <tr> <td>④その他住宅施策 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※4)</td> <td style="text-align: center;">24 人</td> </tr> <tr> <td>空き家等リフォーム支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多世帯同居・近居住まい推進事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 施策による移住者数 (①+②+③+④) :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数</td> <td style="text-align: center;">407 人≒400 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 略 ※2 <u>新住宅取得推進事業 (～H31 まちなか住宅取得支援事業)</u> は平成 27 年度から始まった施策である。平成 27 年度は 3 件の実績がある。 平成 28 年度以降は、まちづくり会社や不動産協会との連携により、まちなか住宅取得支援事業を推進するとともに、雇用関連の施策や子育て支援関連の施策とも連携を図り居住環境の魅力づくりを進めることで、戸建住宅の建設実績を参考に目標戸数を設定する ※3～※4 略</p> <p>■数値目標設定 略</p> <p>[5] 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p>	積算根拠	数値	① 新婚夫婦定住化支援事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※1)	120 人	② <u>新住宅取得推進事業 (～H31 まちなか住宅取得推進事業)</u> :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※2)	173 人	③ まちなか共同住宅整備推進事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※3)	90 人	④その他住宅施策 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※4)	24 人	空き家等リフォーム支援事業		多世帯同居・近居住まい推進事業		④ 施策による移住者数 (①+②+③+④) :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数	407 人≒400 人	<p>1. ～2. 略</p> <p>3. 中心市街地の活性化の目標 [1] ～[3] 略</p> <p>[4] 具体的な数値目標の考え方 目標指標 1-① 略 目標指標 2-① 施策による移住者数 ○各種住宅施策の推進や福祉住環境の向上、まちなか居住のPRの効果として、施策による移住者数を設定する。(移住者数とは、住宅施策によって中心市街地活性化区域内に転入・転居した人数)</p> <p>数値目標の設定</p> <p>・住宅施策に関して過年度の実績を踏まえ、計画期間内における施策による移住者数を設定する。</p> <p>■数値目標の積算</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:80%;">積算根拠</th> <th style="width:20%;">数値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 新婚夫婦定住化支援事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※1)</td> <td style="text-align: center;">120 人</td> </tr> <tr> <td>② <u>まちなか住宅取得推進事業</u>:平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※2)</td> <td style="text-align: center;">173 人</td> </tr> <tr> <td>③ まちなか共同住宅整備推進事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※3)</td> <td style="text-align: center;">90 人</td> </tr> <tr> <td>④その他住宅施策 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※4)</td> <td style="text-align: center;">24 人</td> </tr> <tr> <td>空き家等リフォーム支援事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>多世帯同居・近居住まい推進事業</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 施策による移住者数 (①+②+③+④) :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数</td> <td style="text-align: center;">407 人≒400 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 略 ※2 <u>まちなか住宅取得支援事業</u> は平成 27 年度から始まった施策である。平成 27 年度は 3 件の実績がある。 平成 28 年度以降は、まちづくり会社や不動産協会との連携により、まちなか住宅取得支援事業を推進するとともに、雇用関連の施策や子育て支援関連の施策とも連携を図り居住環境の魅力づくりを進めることで、戸建住宅の建設実績を参考に目標戸数を設定する ※3～※4 略</p> <p>■数値目標設定 略</p> <p>[5] 略</p> <p>4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項</p>	積算根拠	数値	① 新婚夫婦定住化支援事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※1)	120 人	② <u>まちなか住宅取得推進事業</u> :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※2)	173 人	③ まちなか共同住宅整備推進事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※3)	90 人	④その他住宅施策 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※4)	24 人	空き家等リフォーム支援事業		多世帯同居・近居住まい推進事業		④ 施策による移住者数 (①+②+③+④) :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数	407 人≒400 人
積算根拠	数値																																
① 新婚夫婦定住化支援事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※1)	120 人																																
② <u>新住宅取得推進事業 (～H31 まちなか住宅取得推進事業)</u> :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※2)	173 人																																
③ まちなか共同住宅整備推進事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※3)	90 人																																
④その他住宅施策 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※4)	24 人																																
空き家等リフォーム支援事業																																	
多世帯同居・近居住まい推進事業																																	
④ 施策による移住者数 (①+②+③+④) :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数	407 人≒400 人																																
積算根拠	数値																																
① 新婚夫婦定住化支援事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※1)	120 人																																
② <u>まちなか住宅取得推進事業</u> :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数(※2)	173 人																																
③ まちなか共同住宅整備推進事業 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※3)	90 人																																
④その他住宅施策 :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数 (※4)	24 人																																
空き家等リフォーム支援事業																																	
多世帯同居・近居住まい推進事業																																	
④ 施策による移住者数 (①+②+③+④) :平成 28 年度から令和 3 年度までの支援者数	407 人≒400 人																																

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1122 号線改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1070 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した東側歩行者空間の整備 (L=120m W=6.0m) [実施時期] 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(武生北部地区)) [実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1901 号線整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1021 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した西側歩行者空間の整備 (L=130m W=9.25m) [実施時期] 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度	
[事業名] 市道第 1026 号線改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1805 号線改良事業 [内容] 市道第 1805 号線の改良 (L=160m) [実施時期] 平成 29 年度～ <u>令和 3 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度	
[事業名] 市道第 1802 号線改良事業	越前市	中心市街地を代表する商店街がある総社通りの	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市	

[1]～[2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1122 号線改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1070 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した東側歩行者空間の整備 (L=120m W=6.0m) [実施時期] 平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(武生北部地区)) [実施時期] 平成 28 年度～平成 29 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1901 号線整備事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1021 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した西側歩行者空間の整備 (L=130m W=9.25m) [実施時期] 平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度	
[事業名] 市道第 1026 号線改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 市道第 1805 号線改良事業 [内容] 市道第 1805 号線の改良 (L=160m) [実施時期] 平成 29 年度～ <u>令和 2 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(道路事業) [実施時期] 平成 29 年度～令和 2 年度	
[事業名] 市道第 1802 号線改良事業	越前市	中心市街地を代表する商店街がある総社通りの	[支援措置] 社会資本整備総合交付金(都市	

[内容] 市道第 1802 号線の改良 (L=820m W=14m) [実施時期] 平成 30 年度～令和 4 年度		アーケード撤去に伴い、総社通りへのアクセス性の向上のための歩道改良事業、及び北府駅鉄道ミュージアム整備事業が予定されている北府駅までをつなぐ区間の歩道改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区) [実施時期] 平成 30 年度～ <u>平成 31 年度</u>		[内容] 市道第 1802 号線の改良 (L=820m W=14m) [実施時期] 平成 30 年度～令和 4 年度		アーケード撤去に伴い、総社通りへのアクセス性の向上のための歩道改良事業、及び北府駅鉄道ミュージアム整備事業が予定されている北府駅までをつなぐ区間の歩道改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区) [実施時期] 平成 30 年度～ <u>令和 4 年度</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【再掲】 [事業名] 市道第 1122 号線改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	【再掲】 [事業名] 市道第 1122 号線改良事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【再掲】 [事業名] 市道第 1070 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した東側歩行者空間の整備 (L=120m W=6.0m) [実施時期] 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度		【再掲】 [事業名] 市道第 1070 号線改良事業 [内容] 庁舎敷地を活用した東側歩行者空間の整備 (L=120m W=6.0m) [実施時期] 平成 28 年度～ <u>令和 2 年度</u>	越前市	来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～平成 31 年度	
[事業名] 老朽危険空家解体撤去事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	[事業名] 老朽危険空家解体撤去事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 街並み景観整備助成事業 [内容] 景観形成基準に適合する修景工事に対して補助金を交付 [実施時期] 平成 21 年度～	越前市	中心市街地を代表する商店街がある総社通りなどの固有の地域資源である「越前国府 1300 年の歴史と文化」が感じられる街並み景観の形成を推進する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～ <u>平成 31 年度</u>		[事業名] 街並み景観整備助成事業 [内容] 景観形成基準に適合する修景工事に対して補助金を交付 [実施時期] 平成 21 年度～	越前市	中心市街地を代表する商店街がある総社通りなどの固有の地域資源である「越前国府 1300 年の歴史と文化」が感じられる街並み景観の形成を推進する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 30 年度～ <u>令和 3 年度</u>	
[事業名] 伝統的民家普及促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	[事業名] 伝統的民家普及促進事業 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 北府駅鉄道ミュージアム整備事業 [内容] 北府駅を鉄道ミュージアムとして整備 [実施時期] 平成 31 年度～ <u>令和 4 年度</u>	越前市	中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために鉄道ミュージアムや広場を整備する事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区)) [実施時期] <u>平成 31 年度</u>		[事業名] 北府駅鉄道ミュージアム整備事業 [内容] 北府駅を鉄道ミュージアムとして整備 [実施時期] 平成 31 年度～ <u>令和 3 年度</u>	越前市	中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために鉄道ミュージアムや広場を整備する事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生	[支援措置] 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業 (本庁舎周辺地区)) [実施時期] 平成 31 年度～ <u>令和 3 年度</u>	

		を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名]市民プラザたけふ整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名]新庁舎建設事業(交流施設) [内容]新庁舎に賑わい・交流機能を付与 [実施時期]平成27年度～令和2年度	越前市	新庁舎建設と併せ、市民が日常的に利用し、様々な活動を展開する活動拠点となる交流施設を整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置]社会資本整備総合交付金(本庁舎周辺地区) [実施時期]平成31年度	

		を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名]市民プラザたけふ整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名]新庁舎建設事業(交流施設) [内容]新庁舎に賑わい・交流機能を付与 [実施時期]平成27年度～令和2年度	越前市	新庁舎建設と併せ、市民が日常的に利用し、様々な活動を展開する活動拠点となる交流施設を整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置]社会資本整備総合交付金(本庁舎周辺地区) [実施時期]平成31年度～令和2年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【再掲】 [事業名]市道第1901号線整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名]新庁舎建設事業 [内容]現在地において新庁舎を建設 [実施時期]平成26年度～令和2年度	越前市	市民の活動拠点となる交流施設の併設や中心市街地のシンボルロードとなる武生中央線整備等と併せて、新庁舎を整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置]合併特例債 [実施時期]平成26年度～平成31年度	
【再掲】 [事業名]老朽危険空き家解体撤去事業 [内容]老朽危険空き家の解体撤去工事費の一部を補助 [実施時期]平成26年度～令和4年度	越前市	まちなか居住の阻害要因となっている老朽危険空き家の解体撤去を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置]空き家対策総合支援事業補助金 [実施時期]平成31年度～	
[事業名]武生中央公園水泳場再整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
【再掲】 [事業名]市道第1901号線整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名]新庁舎建設事業 [内容]現在地において新庁舎を建設 [実施時期]平成26年度～令和2年度	越前市	市民の活動拠点となる交流施設の併設や中心市街地のシンボルロードとなる武生中央線整備等と併せて、新庁舎を整備する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置]合併特例債 [実施時期]平成26年度～令和2年度	
【再掲】 [事業名]老朽危険空き家解体撤去事業 [内容]老朽危険空き家の解体撤去工事費の一部を補助 [実施時期]平成26年度～	越前市	まちなか居住の阻害要因となっている老朽危険空き家の解体撤去を促進する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置]空き家対策総合支援事業補助金 [実施時期]平成31年度～	
[事業名]武生中央公園水泳場再整備事業(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>【再掲】 <u>〔事業名〕市道第 1070 号線改良事業</u> <u>〔内容〕庁舎敷地を活用した東側歩行者空間の整備（L=120m W=6.0m）</u> <u>〔実施時期〕平成 28 年度～令和 3 年度</u></p>	<p>越前市</p>	<p><u>来庁者の増加が見込まれる新庁舎へのアクセス性の向上と歩行者の安全を確保するための道路改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</u></p>	<p><u>〔支援措置〕都市構造再編集集中支援事業（本庁舎周辺地区）</u> <u>〔実施時期〕令和 2 年度</u></p>			<p>新規追加</p>				
<p>【再掲】 <u>〔事業名〕市道第 1802 号線改良事業</u> <u>〔内容〕市道第 1802 号線の改良（L=820m W=14m）</u> <u>〔実施時期〕平成 30 年度～令和 4 年度</u></p>	<p>越前市</p>	<p><u>中心市街地を代表する商店街がある総社通りのアーケード撤去に伴い、総社通りへのアクセス性の向上のための歩道改良事業、及び北府駅鉄道ミュージアム整備事業が予定されている北府駅までをつなぐ区間の歩道改良事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</u></p>	<p><u>〔支援措置〕都市構造再編集集中支援事業（本庁舎周辺地区）</u> <u>〔実施時期〕令和 2 年度～令和 4 年度</u></p>			<p>新規追加</p>				
<p>【再掲】 <u>〔事業名〕街並み景観整備助成事業</u> <u>〔内容〕景観形成基準に適合する修景工事に対して補助金を交付</u> <u>〔実施時期〕平成 21 年度～</u></p>	<p>越前市</p>	<p><u>中心市街地を代表する商店街がある総社通りなどの固有の地域資源である「越前国府 1300 年の歴史と文化」が感じられる街並み景観の形成を推進する事業であり、まちの顔づくりを目標とする中心市街地の活性化に必要である。</u></p>	<p><u>〔支援措置〕都市構造再編集集中支援事業（本庁舎周辺地区）</u> <u>〔実施時期〕令和 2 年度～令和 3 年度</u></p>			<p>新規追加</p>				
<p>【再掲】 <u>〔事業名〕北府駅鉄道ミュージアム整備事業</u> <u>〔内容〕北府駅を鉄道ミュージアムとして整備</u> <u>〔実施時期〕平成 31 年度～令和 4 年度</u></p>	<p>越前市</p>	<p><u>中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために鉄道ミュージアムや広場を整備する事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</u></p>	<p><u>〔支援措置〕都市構造再編集集中支援事業（本庁舎周辺地区）</u> <u>〔実施時期〕令和 2 年度～令和 4 年度</u></p>			<p>新規追加</p>				

<u>【再掲】</u> <u>〔事業名〕新庁舎建設事業</u> <u>（交流施設）</u> <u>〔内容〕新庁舎に賑わい・交流</u> <u>機能を付与</u> <u>〔実施時期〕平成27年度～令</u> <u>和2年度</u>	越前市	<u>新庁舎建設と併せ、市民</u> <u>が日常的に利用し、様々な</u> <u>活動を展開する活動拠点と</u> <u>なる交流施設を整備する事</u> <u>業であり、まちの顔づくり</u> <u>を目標とする中心市街地の</u> <u>活性化に必要である。</u>	<u>〔支援措置〕都市構造</u> <u>再編集中支援事業(本</u> <u>庁舎周辺地区)</u> <u>〔実施時期〕令和2</u> <u>年度</u>	
<u>〔事業名〕(都)武生中央線整</u> <u>備事業</u> <u>〔内容〕武生中央線をシンボ</u> <u>ルロードとして整備</u> <u>〔実施時期〕平成28年度～令</u> <u>和2年度</u>	福井県 越前市	<u>J R武生駅から総社に至</u> <u>る(都)武生中央線の新庁舎</u> <u>前面区間をシンボルロード</u> <u>として整備する事業であ</u> <u>り、まちの顔づくりを目標</u> <u>とする中心市街地の活性化</u> <u>に必要である。</u>	<u>〔支援措置〕都市構造</u> <u>再編集中支援事業(本</u> <u>庁舎周辺地区)</u> <u>〔実施時期〕令和2</u> <u>年度</u>	
<u>〔事業名〕武生中央公園魅力</u> <u>向上事業</u> <u>〔内容〕武生中央公園大型遊</u> <u>具、菊人形館（屋内展示場）</u> <u>を再整備</u> <u>〔実施時期〕令和2年度～令</u> <u>和4年度</u>	越前市	<u>さらなる来訪者を中心市街</u> <u>地に誘引することを目的</u> <u>に、大型遊具を有する都市</u> <u>公園という特性を活かすた</u> <u>めの整備と、観光客と市民</u> <u>が交流できる施設を整備す</u> <u>る事業であり、まちの顔づ</u> <u>くりと賑わいの再生を目標</u> <u>とする中心市街地の活性化</u> <u>に必要である。</u>	<u>〔支援措置〕都市構造</u> <u>再編集中支援事業(本</u> <u>庁舎周辺地区)</u> <u>〔実施時期〕令和2</u> <u>年度～令和4年度</u>	

新規追加				
(4)からの移設				
新規追加				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(3)に移設				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容	実施	中心市街地の活性化を実	国以外の支援措置の内	その他

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<u>〔事業名〕(都)武生中央線整</u> <u>備事業</u> <u>〔内容〕武生中央線をシンボ</u> <u>ルロードとして整備</u> <u>〔実施時期〕平成28年度～令</u> <u>和2年度</u>	福井県 越前市	<u>J R武生駅から総社に至</u> <u>る(都)武生中央線の新庁舎</u> <u>前面区間をシンボルロード</u> <u>として整備する事業であ</u> <u>り、まちの顔づくりを目標</u> <u>とする中心市街地の活性化</u> <u>に必要である。</u>		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1]～[2] (3) 略

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容	実施	中心市街地の活性化を実	国以外の支援措置の内	その他

及び実施時期	主体	現するための位置付け及び必要性	内容及び実施時期	の事項
【再掲】 [事業名] 北府駅鉄道ミュージアム整備事業 [内容] 北府駅を鉄道ミュージアムとして整備 [実施時期] 令和 2 年度～ 令和 4 年度	越前市	中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために鉄道ミュージアムや広場を整備する事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

及び実施時期	主体	現するための位置付け及び必要性	内容及び実施時期	の事項
【再掲】 [事業名] 北府駅鉄道ミュージアム整備事業 [内容] 北府駅を鉄道ミュージアムとして整備 [実施時期] 令和 2 年度～ 令和 3 年度	越前市	中心市街地の北側の玄関口となる北府駅周辺において、交流人口の増加やイベント等による賑わいの創出を図るために鉄道ミュージアムや広場を整備する事業であり、まちの顔づくり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] ～ [2] ① 略

[1] ～ [2] ① 略

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 子育て世帯等と移住者への住まい支援事業 [内容] 子育て世帯や新婚世帯又は県外からの移住者等が住宅を購入・リフォームする費用の一部を補助 [実施時期] 平成 28 年度～	越前市	まちなか居住促進のために、子育て世帯や新婚世帯又は県外からの移住者の空き家住まいを支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 子育て世帯と移住者への住まい支援事業 [内容] 子育て世帯又は県外からの移住者等が住宅を購入・リフォームする費用の一部を補助 [実施時期] 平成 28 年度～	越前市	まちなか居住促進のために、子育て世帯又は県外からの移住者の空き家住まいを支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業（地域住宅政策推進事業）） [実施時期] 平成 28 年度～令和 2 年度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【再掲】 [事業名] 子育て世帯等と移住者への住まい支援事業 [内容] 子育て世帯や新婚世帯又は県外からの移住者等が住宅を購入・リフォームする費用の一部を補助 [実施時期] 平成28年度～	越前市	まちなか居住促進のために、子育て世帯や新婚世帯又は県外からの移住者の空き家住まいを支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 空き家対策総合支援事業補助金 [実施時期] 平成 31 年度～	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【再掲】 [事業名] 子育て世帯と移住者への住まい支援事業 [内容] 子育て世帯又は県外からの移住者等が住宅を購入・リフォームする費用の一部を補助 [実施時期] 平成28年度～	越前市	まちなか居住促進のために、子育て世帯又は県外からの移住者の空き家住まいを支援する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 空き家対策総合支援事業補助金 [実施時期] 平成 31 年度～	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 新住宅取得推進事業 [内容] 住宅を建築、購入する際の取得費用の一部補助 [実施時期] 平成 28 年度～	越前市	まちなか居住および定住化を促進するため、住宅取得の負担を軽減する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] ~ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 武生国際音楽祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] ちびっ子フェスティバル [内容] 武生中央公園で子ども向けのイベントを開催 [実施時期] 平成 15 年度～ 平成 31 年度	社会福祉協議会	毎年 5 月の児童福祉週間に実施される子ども向けのイベントで、子育て世代のまちなか居住の推進と賑わい創出に効果があり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年 4 月～令和 2 年 3 月	区域内
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 工芸の里構想推進事業 (越前箆振興事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 住宅取得支援事業 [内容] 住宅を建築、購入する際の取得費用の一部補助 [実施時期] 平成 28 年度～	越前市	まちなか居住および定住化を促進するため、住宅取得の負担を軽減する事業であり、暮らしの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業、民間中心市街地商業活性化事業、中心市街地特例通訳案内士育成等事業その他の経済活力の向上のための事業及び措置に関する事項

[1] ~ [2] (1) 略

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 武生国際音楽祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] ちびっ子フェスティバル [内容] 武生中央公園で子ども向けのイベントを開催 [実施時期] 平成 15 年度～	社会福祉協議会	毎年 5 月の児童福祉週間に実施される子ども向けのイベントで、子育て世代のまちなか居住の推進と賑わい創出に効果があり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 平成 29 年度～令和 3 年度	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(2) ② 略

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
[事業名] 工芸の里構想推進事業 (越前箆振興事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[事業名] 「ちひろの生まれた家」 記念館運営事業 [内容] 日本を代表する絵本画家「いわさきちひろ」の生家である記念館を運営 [実施時期] 平成 26 年度～	越前市	中心市街地の観光スポットである「ちひろの生まれた家」 記念館」の運営と平成 30 年の生誕 100 年に向けた企画を行うことで、まちなかの賑わいを創出する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] 平成 28 年度～ <u>平成 30 年度</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] まるごと食の感謝祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>[事業名] 庁舎前ひろば等賑わい創出事業</u> <u>[内容] 庁舎前ひろばを中心市街地の賑わいの拠点として活用する。</u> <u>[実施時期] 令和 3 年度～令和 4 年度</u>	越前市	<u>中心市街地の新たな顔である庁舎前ひろばや武生中央公園等を活用し、イベント等を実施することで、区域内の回遊性を高め、賑わいを創出する事業であり、賑わいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。</u>	<u>[支援措置] 都市構造再編集中支援事業(本庁舎周辺地区)</u> <u>[実施時期] 令和 3 年度～令和 4 年度</u>	

[事業名] 「ちひろの生まれた家」 記念館運営事業 [内容] 日本を代表する絵本画家「いわさきちひろ」の生家である記念館を運営 [実施時期] 平成 26 年度～	越前市	中心市街地の観光スポットである「ちひろの生まれた家」 記念館」の運営と平成 30 年の生誕 100 年に向けた企画を行うことで、まちなかの賑わいを創出する事業であり、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	[支援措置] 地方創生推進交付金 [実施時期] 平成 28 年度～ <u>令和 3 年度</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] まるごと食の感謝祭 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>新規追加</u>				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 工芸の里構想推進事業(越前クラフトツーリズム事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 雇用促進対策事業 [内容] U I J ターン者に対し、奨励金を交付 [実施時期] 平成 27 年度～ <u>令和 5 年度</u>	越前市	中心市街地をはじめとする市内の雇用環境の改善するために、U I J ターンを促進する事業であり、まちなかの経済活力の向上につなげるとともに、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] 創業支援事業	越前市	中心市街地における		

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 工芸の里構想推進事業(越前クラフトツーリズム事業) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
[事業名] 雇用促進対策事業 [内容] U I J ターン者に対し、奨励金を交付 [実施時期] 平成 27 年度～ <u>平成 31 年度</u>	越前市	中心市街地をはじめとする市内の雇用環境の改善するために、U I J ターンを促進する事業であり、まちなかの経済活力の向上につなげるとともに、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。		
[事業名] 創業支援事業	越前市	中心市街地における		

[内容] 各支援機関が連携して創業を支援 [実施時期] 平成 26 年度～ 令和 5 年度	商工会議所 商工会 越前ネクストクラフト実行委員会 まちづくり武生(株) 金融機関	創業支援を進めることで新たな事業者の育成及び定着により、まちなかの経済活力の向上につなげるとともに、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

[内容] 各支援機関が連携して創業を支援 [実施時期] 平成 26 年度～ 平成 31 年度	商工会議所 商工会 越前ネクストクラフト実行委員会 まちづくり武生(株) 金融機関	創業支援を進めることで新たな事業者の育成及び定着により、まちなかの経済活力の向上につなげるとともに、暮らしの再生、にぎわいの再生を目標とする中心市街地の活性化に必要である。	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
※図表は別紙参照

【ソフト事業や事業位置が特定しにくい事業】

■ 1. 市街地の整備改善のための事業

- ・街並み景観整備助成事業
- ・老朽危険空家解体撤去事業
- ・空き地・空き家活用事業
- ・伝統的民家普及促進事業
- ・市民プラザたけふ整備事業
- ・武生中央公園水泳場再整備事業

- ・**武生中央公園魅力向上事業**
- ・**庁舎前ひろば等賑わい創出事業**

■ 2. 略

■ 3. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業

- ・住宅団地整備支援事業
- ・まちなか住宅取得推進事業
- ・空き家等リフォーム支援事業
- ・まちなか空き家解体支援事業
- ・新婚夫婦定住化支援事業
- ・まちなか共同住宅整備推進事業
- ・子育て世帯等と移住者への住まい支援事業
- ・多世帯同居・近居住まい推進事業
- ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業
- ・まちなか借上げ市営住宅整備事業

- ・**新住宅取得推進事業**

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項
[1]～[2] 略

◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所
※図表は別紙参照

【ソフト事業や事業位置が特定しにくい事業】

■ 1. 市街地の整備改善のための事業

- ・街並み景観整備助成事業
- ・老朽危険空家解体撤去事業
- ・空き地・空き家活用事業
- ・伝統的民家普及促進事業
- ・市民プラザたけふ整備事業
- ・武生中央公園水泳場再整備事業

■ 2. 略

■ 3. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業

- ・住宅団地整備支援事業
- ・まちなか住宅取得推進事業
- ・空き家等リフォーム支援事業
- ・まちなか空き家解体支援事業
- ・新婚夫婦定住化支援事業
- ・まちなか共同住宅整備推進事業
- ・子育て世帯と移住者への住まい支援事業
- ・多世帯同居・近居住まい推進事業
- ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業
- ・まちなか借上げ市営住宅整備事業

- ・**住宅取得支援事業**

- ・住まい情報バンク活用支援事業
- ・人口問題・定住化促進対策事業
- ・集合住宅誘致事業
- ・子育て世帯定住化支援事業
- ・防火対策支援事業

■ 4. 略

◇主要事業の概要

主要事業①～② 略

主要事業③ ※図表 略

事業名：北府駅鉄道ミュージアム整備事業

実施時期：平成31年度～令和4年度

(事業概要等) 略

主要事業④～⑤ 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備

(1) 中心市街地活性化担当部局の設置

中心市街地活性化基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を主として にぎわいづくり課と都市計画課が担っています。

【令和2年4月1日現在】

にぎわいづくり課(専任3名)

都市計画課(専任1名)

(2) 庁内の連絡調整のための会議の設置

1) 略

2) 中心市街地活性化推進本部

平成27年4月に中心市街地活性化推進本部を設置しました。

■ 中心市街地活性化推進本部、推進チームの検討経過

年月日	会議名、議題等
平成27年5月1日	第1回推進チーム会議
平成27年6月4日	第2回推進チーム会議
平成27年7月7日	第3回推進チーム会議
平成27年7月9日	第1回中心市街地活性化推進本部
平成27年8月11日	第4回推進チーム会議
平成27年8月12日	第2回中心市街地活性化推進本部
平成27年10月27日	第5回推進チーム会議
平成27年11月2日	第3回中心市街地活性化推進本部
平成28年3月29日	第4回中心市街地活性化推進本部
平成28年4月8日	第1回推進チーム会議
平成28年4月21日	第1回中心市街地活性化推進本部
平成28年5月16日	第2回推進チーム会議
平成28年5月17日	第2回中心市街地活性化推進本部
平成28年7月22日	第3回推進チーム会議
平成28年8月2日	第3回中心市街地活性化推進本部

- ・住まい情報バンク活用支援事業
- ・人口問題・定住化促進対策事業
- ・集合住宅誘致事業
- ・子育て世帯定住化支援事業
- ・防火対策支援事業

■ 4. 略

◇主要事業の概要

主要事業①～② 略

主要事業③ ※図表 略

事業名：北府駅鉄道ミュージアム整備事業

実施時期：平成31～令和3年度

(事業概要等) 略

主要事業④～⑤ 略

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備

(1) 中心市街地活性化担当部局の設置

中心市街地活性化基本計画の作成、施策・事業の検討、担当部局間の連携を図るための事務を主として 都市計画課と商業・観光振興課が担っています。

【平成30年4月1日現在】

建設部理事兼産業環境部理事(中心市街地活性化担当 兼任1名)

都市計画課(専任1名)

商業・観光振興課(専任3名)

(2) 庁内の連絡調整のための会議の設置

1) 略

2) 中心市街地活性化推進本部

平成27年4月に中心市街地活性化推進本部を設置しました。

■ 中心市街地活性化推進本部、推進チームの検討経過

年月日	会議名、議題等
平成27年5月1日	第1回推進チーム会議
平成27年6月4日	第2回推進チーム会議
平成27年7月7日	第3回推進チーム会議
平成27年7月9日	第1回中心市街地活性化推進本部
平成27年8月11日	第4回推進チーム会議
平成27年8月12日	第2回中心市街地活性化推進本部
平成27年10月27日	第5回推進チーム会議
平成27年11月2日	第3回中心市街地活性化推進本部
平成28年3月29日	第4回中心市街地活性化推進本部
平成28年4月8日	第1回推進チーム会議
平成28年4月21日	第1回中心市街地活性化推進本部
平成28年5月16日	第2回推進チーム会議
平成28年5月17日	第2回中心市街地活性化推進本部
平成28年7月22日	第3回推進チーム会議
平成28年8月2日	第3回中心市街地活性化推進本部

平成 29 年 2 月 3 日	第 4 回推進チーム会議
平成 29 年 3 月 29 日	第 4 回中心市街地活性化推進本部
平成 29 年 4 月 20 日	第 1 回推進チーム会議
平成 29 年 5 月 1 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
平成 29 年 10 月 2 日	第 2 回推進チーム会議
平成 29 年 11 月 2 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 3 月 29 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 4 月 19 日	第 1 回推進チーム会議
平成 30 年 5 月 11 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 10 月 18 日	第 2 回推進チーム会議
平成 30 年 10 月 25 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 12 月 17 日	第 3 回推進チーム会議
平成 30 年 12 月 21 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
平成 31 年 4 月 17 日	第 1 回推進チーム会議
平成 31 年 4 月 25 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
令和元年 11 月 6 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
令和元年 12 月 17 日	第 2 回推進チーム会議
令和元年 12 月 23 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
<u>令和 2 年 4 月 16 日</u>	<u>第 1 回推進チーム会議（書面）</u>
<u>令和 2 年 5 月 21 日</u>	<u>第 1 回中心市街地活性化推進本部</u>
<u>令和 2 年 11 月 12 日</u>	<u>第 2 回中心市街地活性化推進本部</u>
<u>令和 2 年 12 月 11 日</u>	<u>第 2 回推進チーム会議（書面）</u>
<u>令和 2 年 12 月 18 日</u>	<u>第 3 回中心市街地活性化推進本部</u>

■中心市街地活性化推進本部委員、推進チーム員名簿

中心市街地活性化 推進本部委員	[本部の補助機関] 中心市街地活性化推進チーム員
市長（本部長）	
副市長（副本部長）	
企画部長	政策推進課長、 <u>総合交通政策課長</u> 、財務課長、税務課長
総務部長	<u>秘書広報課市政情報室長</u> 、 <u>防災危機管理課長</u> 、 <u>市民協働課長</u>
市民福祉部長	社会福祉課長、長寿福祉課長、子ども福祉課長、健康増進課長
産業環境部長	<u>にぎわいづくり課長（チームリーダー）</u> 、産業政策課長、産業政策課工芸の里推進室長、農政課長
建設部長	<u>都市計画課長</u> 、都市整備課長、建築住宅課長、建築住宅課住宅政策推進室長
教育委員会事務局長	文化課長、生涯学習課長、スポーツ課長、図書館長

事務局：産業環境部にぎわいづくり課

平成 29 年 2 月 3 日	第 4 回推進チーム会議
平成 29 年 3 月 29 日	第 4 回中心市街地活性化推進本部
平成 29 年 4 月 20 日	第 1 回推進チーム会議
平成 29 年 5 月 1 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
平成 29 年 10 月 2 日	第 2 回推進チーム会議
平成 29 年 11 月 2 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 3 月 29 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 4 月 19 日	第 1 回推進チーム会議
平成 30 年 5 月 11 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 10 月 18 日	第 2 回推進チーム会議
平成 30 年 10 月 25 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
平成 30 年 12 月 17 日	第 3 回推進チーム会議
平成 30 年 12 月 21 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
平成 31 年 4 月 17 日	第 1 回推進チーム会議
平成 31 年 4 月 25 日	第 1 回中心市街地活性化推進本部
令和元年 11 月 6 日	第 2 回中心市街地活性化推進本部
令和元年 12 月 17 日	第 2 回推進チーム会議
令和元年 12 月 23 日	第 3 回中心市街地活性化推進本部
<u>追加</u>	
<u>追加</u>	
<u>追加</u>	
<u>追加</u>	
<u>追加</u>	

■中心市街地活性化推進本部委員、推進チーム員名簿

中心市街地活性化 推進本部委員	[本部の補助機関] 中心市街地活性化推進チーム員
市長（本部長）	
副市長（副本部長）	
企画部長	政策推進課長、 <u>政策推進課総合戦略推進室長</u> 、 <u>まちづくり・総合交通課新庁舎移行準備室長</u> 、財務課長、税務課長
総務部長	<u>市民自治推進課長</u> 、 <u>防災安全課長</u> 、 <u>秘書広報課市民情報サービス室長</u>
市民福祉部長	社会福祉課長、長寿福祉課長、子ども福祉課長、健康増進課長
産業環境部長	産業政策課長、産業政策課工芸の里推進室長、 <u>商業・観光振興課長（サブリーダー）</u> 、農政課長
建設部長	<u>都市計画課長（サブリーダー）</u> 、都市整備課長、建築住宅課長、建築住宅課住宅政策推進室長
教育委員会事務局長	文化課長、生涯学習課長、スポーツ課長、図書館長
<u>建設部理事兼産業環境部理事</u>	<u>建設部理事兼産業環境部理事（チームリーダー）</u>

事務局：建設部都市計画課

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
 (2) 構成員及び開催状況

協議会の構成員は、都市機能の増進又は経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者を含む 17 団体の代表及び有識者で構成しています。

■越前市中心市街地活性化協議会構成員

団体名	根拠法令
武生商工会議所	法第15条第1項関係第2号イ（商工会議所）
まちづくり武生株式会社	法第15条第1項関係第1号ロ（まちづくり会社）
越前市	法第15号第4号関係（市）
武生商店街連合会	法第15条第4項関係（商業者）
<u>蓬萊本町商店街繁栄会</u>	<u>法第15条第4項関係（商業者）</u>
<u>中央広小路繁栄会</u>	<u>法第15条第4項関係（商業者）</u>
善光寺通り商店街	法第15条第4項関係（商業者）
東地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
西地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
南地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
（一社）越前市観光協会	法第15条第4項関係（観光協会）
四町まちづくり協議会	法第15条第4項関係（四町エリア住民団体）
武生青年会議所	法第15条第4項関係（若手経営者団体）
武生商工会議所青年部	法第15条第4項関係（若手経営者団体）
仁愛大学学生	法第15条第4項関係（大学生）
J R 西日本武生駅	法第15条第8項関係（交通事業者）
福井鉄道㈱	法第15条第8項関係（交通事業者）
福井大学、仁愛大学	法第15条第8項関係（有識者）

委員 24 名、オブザーバー3名

事務局：武生商工会議所

■会議開催状況

中略

【令和2年度】

①越前市中心市街地活性化協議会

- ・日 時 令和2年5月22日（金）～6月1日（月）
- ・方 法 文書による意見聴取
- ・議 題 1) 数値目標について

2) 第3期越前市中心市街地活性化基本計画の定期フォローアップについて

②越前市中心市街地活性化協議会

- ・日 時 令和3年1月19日（火）～1月29日（金）
- ・方 法 文書による意見聴取
- ・議 題 1) 第3期越前市中心市街地活性化基本計画の変更について

(3) ～ (5) 略

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

- (1) 略
 (2) 構成員及び開催状況

協議会の構成員は、都市機能の増進又は経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者を含む 20 団体の代表及び有識者で構成しています。

■越前市中心市街地活性化協議会構成員

団体名	根拠法令
武生商工会議所	法第15条第1項関係第2号イ（商工会議所）
まちづくり武生株式会社	法第15条第1項関係第1号ロ（まちづくり会社）
越前市	法第15号第4号関係（市）
武生商店街連合会	法第15条第4項関係（商業者）
<u>蓬萊本町商店街振興組合</u>	<u>法第15条第4項関係（商業者）</u>
<u>中央広小路商店街振興組合</u>	<u>法第15条第4項関係（商業者）</u>
<u>広小路繁栄会</u>	<u>法第15条第4項関係（商業者）</u>
善光寺通り商店街	法第15条第4項関係（商業者）
東地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
西地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
南地区自治振興会	法第15条第4項関係（地域自治団体）
（一社）越前市観光協会	法第15条第4項関係（観光協会）
<u>賑わい市実行委員会</u>	<u>法第15条第4項関係（蔵の辻エリア住民団体）</u>
四町まちづくり協議会	法第15条第4項関係（四町エリア住民団体）
武生青年会議所	法第15条第4項関係（若手経営者団体）
武生商工会議所青年部	法第15条第4項関係（若手経営者団体）
仁愛大学学生	法第15条第4項関係（大学生）
J R 西日本武生駅	法第15条第8項関係（交通事業者）
福井鉄道㈱	法第15条第8項関係（交通事業者）
<u>（一社）越前市不動産業協会</u>	<u>法第15条第8項関係（宅地建物取引業者）</u>
福井大学、仁愛大学	法第15条第8項関係（有識者）

委員 27 名、オブザーバー3名

事務局：武生商工会議所

■会議開催状況

中略

新規追加

(3) ～ (5) 略

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

客観的現状分析、ニーズ分析に基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・措置を基本計画に位置づけ、集中実施することとしています。

客観的現状分析	ニーズ分析	事業・措置
①中心市街地の人口は減少傾向が続いている。	・居住者は、住まい、地域の交流の場、働く場、教育、健康など多岐にわたる居住環境の充実を望んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなか居住を推進する事業 ・新庁舎建設事業 ・武生中央公園再整備事業 ・市道改良事業（第1122号線ほか） ・病院建替事業 ・地域子育て支援センター運営事業 ・文化センター自主文化事業 ・武生公会堂記念館展示整備事業 ・児童発達支援事業 ・子ども子育て総合相談窓口 ・夢をはぐくむはじめのいっぽ事業 ・住宅団地整備支援事業 ・まちなか住宅取得推進事業 ・新婚夫婦定住化支援事業 ・まちなか共同住宅整備推進事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 ・まちなか借上げ市営住宅整備事業 ・新住宅取得推進事業 ・住まい情報バンク活用支援事業 ・人口問題・定住化促進対策事業 ・集合住宅誘致事業
(略)	(略)	(略)
③来街者、交流人口は増加傾向にある。	(略)	(略)
④中心市街地の空き地・空き家が増加傾向にある。	・空き家のリノベーション、有効活用への取組みを望んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ●空き地・空き家の活用に関する事業 ・老朽危険空家解体撤去事業 ・空き家等リフォーム支援事業 ・子育て世帯等と移住者への住まい支援事業 ・京町界隈の空き家再生事業 ・総社表参道空き家再生事業 ・空き店舗等活用事業 ・空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業・措置の集中実施

客観的現状分析、ニーズ分析に基づいて、中心市街地の活性化を実現するために必要かつ効果的な事業・措置を基本計画に位置づけ、集中実施することとしています。

客観的現状分析	ニーズ分析	事業・措置
①中心市街地の人口は減少傾向が続いている。	・居住者は、住まい、地域の交流の場、働く場、教育、健康など多岐にわたる居住環境の充実を望んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ●まちなか居住を推進する事業 ・新庁舎建設事業 ・武生中央公園再整備事業 ・市道改良事業（第1122号線ほか） ・病院建替事業 ・地域子育て支援センター運営事業 ・文化センター自主文化事業 ・武生公会堂記念館展示整備事業 ・児童発達支援事業 ・子ども子育て総合相談窓口 ・夢をはぐくむはじめのいっぽ事業 ・住宅団地整備支援事業 ・まちなか住宅取得推進事業 ・新婚夫婦定住化支援事業 ・まちなか共同住宅整備推進事業 ・高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業 ・まちなか借上げ市営住宅整備事業 ・住宅取得支援事業 ・住まい情報バンク活用支援事業 ・人口問題・定住化促進対策事業 ・集合住宅誘致事業
(略)	(略)	(略)
③来街者、交流人口は増加傾向にある。	(略)	(略)
④中心市街地の空き地・空き家が増加傾向にある。	・空き家のリノベーション、有効活用への取組みを望んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ●空き地・空き家の活用に関する事業 ・老朽危険空家解体撤去事業 ・空き家等リフォーム支援事業 ・子育て世帯と移住者への住まい支援事業 ・京町界隈の空き家再生事業 ・総社表参道空き家再生事業 ・空き店舗等活用事業 ・空き家・空き店舗等活用コミュニティ推進

(2) 略

10. ～12. 略

(2) 略

10. ～12. 略

「令和」（「令和」を意味する記号を含む。）に変更する。

改元日以降の「平成」（「平成」を意味する記号を含む。）を用いて年表示をしていた以下の記載箇所

3. 中心市街地の活性化の目標
P74～75、P77



